公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人沖縄市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものである。

(現金、直接、全額支払の原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、現金で直接その全額を支払う ものとする。又は、会員との合意によって指定する金融機関に振り込む方法をもってそ の全額を支払うことができる。

ただし、センターと会員との間の合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払い期日)

第3条 センターは、会員が就業した場合に、その配分金を翌月の20日に支払うものとする。但し、支払日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に 相当な内容のものとする。

(配分準則の決定手続)

第5条 センターは、会員の配分金基準について、別に定める手続きに従って仕事の種類 内容等を考慮して決めるものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。